

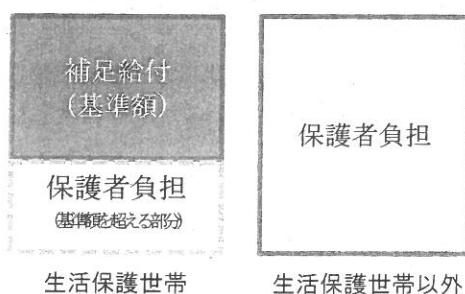
資料 1

実費徴収に係る補足給付を行う事業について

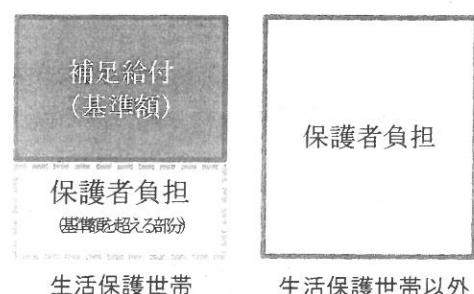
- 子ども・子育て支援新制度では、地域子ども・子育て支援事業として、実費徴収に係る補足給付を行う事業を規定しています。
- 運営基準第13条第4項等の規定に基づき、日用品、文房具等の購入に要する費用、及び食事の提供に要する費用等について、市町村の定める利用者負担額とは別途、各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされています。この実費徴収額について、生活保護受給世帯を対象に費用の一部を補助する事業を実施するものです。
- 認定区分に応じて対応が異なる「給食費（副食材料費）」と、それ以外の「教材費・行事費等」に分けて費用の一部を補助します。

【事業のイメージ】

①給食費（副食材料費）



②教材費・行事費等（給食費以外）



①給食費（副食材料費）

以下のとおり公定価格上の対応が異なることから、補足給付事業においては認定区分に応じて対応する。

（公定価格上の対応）

1号認定（教育標準時間認定）：主食費・副食費のいずれも実費徴収。

2号認定（保育認定）：主食費は実費徴収。副食費は公定価格の対象とし、利用者負担額により相当額を徴収。

⇒補足給付事業として1号認定の副食費相当額を支援。

②教材費・行事費等（給食費以外）

公定価格上、認定区分ごとの違いはないことから、認定区分にかかわらず対応する。

【対象者】

生活保護受給世帯

【基準額（1人当たり月額）】

①給食費（副食材料費）

1号認定：4,500円（副食費相当）

②教材費・行事費等

1号～3号認定を通じて同額：2,500円

【事業概要】

1. 運営基準第13条第4項の規定に基づき徴収する実費徴収額について、
①給食費と②教材費・行事費等に分けて金額を計算。
2. 「1」で算出した①、②ごとの実費徴収額と、①、②ごとの基準額を比
較して低い方の額を選定。
3. 「2」により選定された額を、以下のA又はBにより市が補助。
A 施設に対して補助（施設は対象者の実費徴収額から補助額分を軽減
して徴収）。
B 対象者に対して補助（施設は対象者から実費徴収額全額を徴収）。
4. 市の補助額について、国・県がそれぞれ1／3ずつ補助。

【参考】

(子ども・子育て支援法（抜粋）)

第59条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

三 支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するもの（以下この号において「特定支給認定保護者」という。）に係る支給認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育（以下この号において「特定教育・保育等」という。）を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるものの全部又は一部を助成する事業

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（抜粋））

第13条

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

三 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第三号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）

四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

五 前四号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適當と認められるもの

第43条

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品

- 二 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
- 三 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- 四 前三号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適當と認められるもの